



平成 25 年 10 月 1 日

報道関係各位

本日・10月1日午前9時から

<急速充電器の課金開始>

1 経緯

福生市電気自動車用急速充電器の課金については、設備費用、管理費用等の市負担が無い自動販売機一体型課金システムにより、平成 25 年 7 月 1 日実施に向けて準備を進めていましたが、システム上の不具合が発生したため、安全性の確保を最優先にシステム構築に取り組んできました。

2 課金の開始について

課金システム取り扱い業者「株式会社オウルテス」、急速充電器製造業者「株式会社ハセテック」及び福生市環境課による協議、検討の結果、自動販売機分離型課金システムの採用が、現状、安全性、安定性から最も適当であるとの結論を得たため、10月1日から、本システムでの電気自動車用急速充電器の課金を実施することにしました。

【課金方法及び料金について】

自動販売機分離型課金システムによる課金装置の設置

料金：1回 500円

(1回あたり最大30分、現金での取り扱いのみとなります)

【効果】

- ① 受益者負担の適正化の早期実施
- ② 課金システム導入に係る設備費用及び課金装置運営管理費用不要

【問合せ】

福生市生活環境部環境課環境係

電話 042-551-1718 (ダイヤルイン)